

## 平成 21 年第 10 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之  
庶 務 係 長 佐 々 木 孝 人

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	渡 辺 徹	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 家 一
市 民 課 長	竹 内 規 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
商 工 課 長	森 孝 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
下 水 道 課 長	渡 辺 講	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 勉		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成21年12月25日（金曜日）午前10時開議

- 第1 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第2 議案第106号の訂正について
- 第3 議案第102号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第103号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第104号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第105号 にかほ市工業振興条例制定について
- 第7 議案第106号 にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定について
- 第8 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第108号 あらたに生じた土地の確認について
- 第10 議案第109号 あらたに生じた土地の確認について
- 第11 議案第110号 字の区域の変更について
- 第12 議案第111号 字の区域の変更について
- 第13 議案第112号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第14 議案第113号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第15 議案第114号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第16 議案第115号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第116号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第117号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第118号 平成21年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第119号 平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第21 陳情第8号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情
- 第22 陳情第9号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情
- 第23 陳情第10号 暮らし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情
- 第24 陳情第11号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める陳情
- 第25 陳情第12号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情
- 第26 陳情第13号 2010年度の年金確保に関する陳情
- 第27 陳情第14号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情
- 第28 陳情第15号 最低保障年金制度創設などを求める陳情
- 第29 陳情第16号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 第30 議提第7号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

- 第31 議提第 8号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書
- 第32 議提第 9号 社会保障と教育予算の拡充を求める意見書
- 第33 議提第 10号 行政サービスの拡充を求める意見書
- 第34 議提第 11号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書
- 第35 議提第 12号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書
- 第36 議提第 13号 2 0 1 0 年度の年金確保に関する意見書
- 第37 議提第 14号 最低保障年金制度創設などを求める意見書
- 第38 議提第 15号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 第39 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 6 号に同じ

---

午前 10 時 01 分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は 23 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、選挙管理委員及び選挙管理補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。このことに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長がこれを指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、佐々木智恵子氏、佐々木真澄氏、田村豊子氏、岩井敏一氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました 4 名の方を選挙管理委員の当選人と定め

ることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐々木智恵子氏、佐々木真澄氏、田村豊子氏、岩井敏一氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、相馬孝一氏、第2順位、阿部芳雄氏、第3順位、伊藤タマキ氏、第4順位、村上キサ子氏、以上4名の方を推選いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、相馬孝一氏、第2順位、阿部芳雄氏、第3順位、伊藤タマキ氏、第4順位、村上キサ子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第2、議案第106号の訂正についてを議題にします。

ただいま議題になっております議案第106号は、去る12月18日に産業建設常任委員会に付託済みであります。12月21日に市長から、にかほ市議会会議規則第19条第1項に基づき、皆様に配付した資料のとおり訂正の申し出がありました。

市長から議案第106号の訂正についての説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。議案の訂正についてのお願いでございます。

本定例会に提案しております議案第106号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定について、委員会付託後、引用する条項の表記に誤りが認められたことから、去る12月21日付で市議会議長に対し、議案の一部訂正の申し出を行ったところであります。

まことに申しわけなくお詫びを申し上げますとともに、訂正について御承認くださるよう、よろしくお願いをいたします。

なお、訂正の内容については、担当部長が説明をいたします。

●議長（竹内睦夫君） 議案第106号の訂正に関する補足説明を産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 補足説明をいたします。

議案書14ページからの議案第106号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定の文言に一部脱字がありましたので、お配りしました正誤表をもとに御説明いたします。

この中で第4条及び第9条において、第3条第1項の各号を引用しております。資料右側は現在の表記した文言であります。網掛けしてあります部分について正しい表記として左側の表記となります。第3条は3項による構成でありますので、引用先では「第3条第1項第何号」と、もしくは「同条第1項第何号」と表記すべきところを、この「第1項」部分について脱字したため、関係の部分について「第1項」が入ることになります。脱字の補正正誤表を添えて、本日、議案第106号の訂正についてを提出させていただきました。

今後このようなことがないよう努めるとともに、不備についてお詫びをし、お取り計らいくださ

いますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。本議案に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 106 号の訂正について、これを承認することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

ただいまから議案第 106 号の審査のため産業建設常任委員会を開催するため、しばらくの間、休憩します。

午前 10 時 08 分 休 憩

---

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（22名）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	15 番	榊原均
16 番	竹内賢	17 番	佐藤元
18 番	齋藤修市	19 番	佐々木平嗣
20 番	池田甚一	21 番	本藤敏夫
22 番	佐々木正己	23 番	山田明

議会事務局職員

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之  
庶務係長 佐々木孝人

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	渡辺徹	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
企画情報課長	齋藤均	財政課長	佐藤家一
市民課長	竹内規悦	健康推進課長	鈴木令
商工課長	森孝良	観光課長	武藤一男

下水道課長 渡 辺 講 教育委員会総務課長 阿 部 均  
ガス水道局管理課長 佐 藤 勉

.....  
午前10時35分 開 議

●一般会計予算特別委員長（山田明君） それでは、ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

ただいま出席し人ている委員は22名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に総務小委員長の報告を求めます。13番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13番菊地衛君）登壇】

●総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。去る12月18日、当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第112号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、審査項目がなかった課は除きますが、総務部、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会に関する事項、その他であります。

全員の賛成により可決といたしております。

審査の主な事柄について報告をいたしたいと思えます。

歳入歳出ともに関係する事業が数点ありましたが、歳出の款項目で申し上げたいと思えます。

2款1項1目の代替路線の関係ですが、歳入ではマイタウンバスという名称になっております。この件も市政報告、本会議での質疑、説明がありましたが、委員会には公共交通会議で承認された仁賀保線、大竹線、鳥海長岡線は周回するような形で運行形態、車両、運行回数、日数、時刻表、料金表などの代替運行案が示されました。料金については、利用の距離により差異は生じるかもしれませんが、現在の羽後交通バスでは800円以上のところを500円の上限とし、安く設定しているようです。また、全体的に、これまでの市の持ち出しが減るのかとの質問には、現行の通学補助が約900万円ほどがかからないこととなり、従来経費より低い額での委託契約を想定しているようです。当局では代替運行案を再度関係地域の方々に説明し、意見聴取を行い、4月からの試験運行に備えたいとしております。委員からは一部路線の拡大や通学における部活動などの下校時間が異なる状況を懸念する意見もありましたが、公共交通会議の中にPTA関係の方々も複数おり、要望なども十分検討されたようですし、いずれこの後、さらに地域からの意見を聞く機会もあり、1年間の試行運転期間の途中でも検討を加えていくとの回答をいただいております。

2款1項9目の地域情報通信基盤整備は、全市内を光ファイバー網の整備に関するもので、国道7号線沿いや住宅密集地については、既に民間事業でNTTが整備をしているようですが、市内の山

間部を市が事業主体となって整備をし、市内全体の情報通信格差の解消を図るもので、アンケートなどの結果からも需要はあるようであります。なお、これは公設民営方式での運用となる事業のようであります。県内の状況は、藤里町が全町光ファイバーで結ばれているようで、にかほ市は県内2番目に行政区全体を網羅できる予定となっております。

9款1項5目13節の地震防災マップ作成は、市内全域を7分割程度に分けて、揺れやすい場所、建物の壊れやすさなどが色分けされ、わかりやすい図面を想定しているようで、市民の地震対策に役立つものと思われまます。

同じ15節のJ-A L E R T整備工事と19節の県防災ヘリコプターについて、村上委員より当委員会に質疑通告書がありましたが、ここではJ-A L E R Tの件を申し上げます。

J-A L E R T、日本語では全国瞬時警報システムと言い、地震や津波、ミサイル発射など、災害や非常事態の情報を国から自治体に瞬時に通報するシステムで、国の施策により消防庁が開発整備をしているものであります。にかほ市ではJ-A L E R Tと防災行政無線工事が、ほぼ並行して進行する予定で、親局が完成すれば接続可能となり、時期は平成22年10月ごろとしております。屋外個局が完成し次第、順次運用していくようですが、完全運用は平成23年4月からを予定しているようであります。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。——3番市川雄次委員。

●3番（市川雄次君） すいません、ちょっと仁賀保線、長岡線、横岡線のところの16ページのところなのですが、これ、接続周回という話を委員長されましたけれども、この4路線のうち3路線はすべて接続されることになるという審査内容だったのでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（菊地衛君） 仁賀保線については、仁賀保駅から釜ヶ台を結ぶという路線になっております。大竹線については、金浦駅から前川大竹を、それから小出地区、百目木、樋の口、田抓を経由して仁賀保駅を結ぶと。これにより従来、公共交通の空白区域であった部分が埋まるというふうになっております。

また、御質問の鳥海—長岡線については、長岡、大森、石名坂、小滝、象潟駅、これが——ちょっと図面で説明できればいいんですけども、一帯のこうぐるっと回るような形と。その一帯で周回するというような路線を考えているようであります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

【「議長」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） はい、1番。

●1番（飯尾善紀君） ちょっとお願いがあるんですけども、ただいまにかほ市コミュニティー



バス運行概要ということで、総務委員会には渡っているようではございますけれども、細かい資料はありますので、議員全員にこれ配付するようお願いしたいのですけれども、よろしく取り計らいをお願いします。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま1番飯尾委員から、交通体系の図面を配付ということでございますけれども、いかがなものでしょうか。はい、13番。

●13番（菊地衛君） 暫時休憩を求めます。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

---

午前10時44分 再 開

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 再開します。

ただいま議会運営委員長から申されたとおり、後ほど配付するようでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）登壇】

●教育民生小委員長（加藤照美君） それでは、当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第112号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項であります。

全員の賛成で可決いたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

市民部関係につきましては、防犯街灯等対策費や医療費、あるいは入院・療養費の助成拡大に伴う電算システムの改修費用など、また、不良土処理業務委託料につきましては、処理方法を変更することに伴い増額の補正となっております。

委員からは、環境にやさしい防犯街灯についての今後の方針等についての質疑が出ております。当局の説明では、水銀灯の場合であれば球の交換だけで済むわけですが、LEDの場合ですと、器具自体を交換しなければならないことから、防犯灯維持管理経費を比較した場合、相当の高額経費となるため、器具の開発が進んで安くなった場合には、その時点で検討したいということでありました。

不良土処理業務委託については、一関のセメント工場を検討していたようですが、油の含有量が多いため、大館市のエコシステム秋田（株）というところが不良土の焼却処理をする施設として限定されていたために選考したとの説明を受けております。

健康福祉部関係では、生活保護の世帯数や現在何名であるのかとの質疑が出ております。平成21年11月末現在で保護世帯で120世帯、人員で183名となっており、合併以来最も高い保護率となっ

ているようであります。

午ノ浜温泉のソーラー関係につきましては、今回は撤去だけで、新たなソーラーをつける計画はないようですので、エコについては国のほうでも推奨する方向にしておりますので、目に見える形での取り組みをぜひとも検討していただきたいとの意見も出ております。

教育委員会関係では、にかほグリーンフィールド6基の照明灯の修繕については、今回の補正はさび落としだけで塗装の部分は入っていないため、鉄塔の状況を調べ対応したいとの説明をいただいております。

金浦給食センターのボイラーについては、平成15年から使用しているようですが、管理が難しく、たびたび修繕を繰り返してきたようであります。今度壊れますと修繕ができないことから、蒸気ボイラーを温水ボイラーに交換するものであるとの説明をいただいております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22番佐々木正己君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木正己君） それでは、議案第112号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）の当委員会に付託になりました項目について——結論を申し上げます。

議案第112号は賛成多数で可決に決しております。反対なされた方1名おりますが、反対の理由は、職員の給与等の減額が計上されておりますが、それはだめだということでの反対理由であります。

若干内容について報告いたします。

24ページに農山漁村活性化プロジェクト事業負担金6,400万円ほど計上されておりますが、これは種子温湯処理施設と、それからペレット堆肥の施設をつくるということで、場所ですけれども、種子温湯処理施設がJA秋田しんせいのカントリーエレベーターの裏ということでありまして、ペレット堆肥はまた別のところで、大内町の及位という地域につくるということであります。単年度で——今年度で完成ということであります。総工費は5億1,300万円ということであります。

それから、26ページに観光施設費の積立金が載っておりますが、温泉保養センターはまなす施設整備基金積立金は、これまでに1億9,800万円ほどあります。それから同じく象潟観光振興施設整備基金積立金、これまで5,578万円ほどあるということであります。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 112 号に対する討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についてに対する各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第 112 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 54 分 閉 会

.....

午前 11 時 00 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 102 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第 20、議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてまでの議案 18 件、日程第 21、陳情第 8 号雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情から日程第 29、陳情第 16 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書までの陳情 9 件、計 27 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに総務常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

●総務常任委員長（菊地衛君） 当総務委員会に付託になりました案件の審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第 102 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決をいたしております。

陳情第 10 号くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情、陳情第 16 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

審査の内容について若干申し上げます。

議案第 102 号は本会議でも説明があったとおり、一日の勤務時間を現行の 8 時間から 7 時間 45 分とし、昼休みで調整し、始業・終業時間は変わらないということと、育児休業でも関連する条例を改正するものですが、委員からは、昼休みの勤務体系、窓口業務の対応についての質疑がありました。当局からは、それぞれの部署で業務内容が異なることから、各課でローテーションを決めて対応しているとの回答でしたが、委員からは、事前に体系的に勤務表を作成しておけば職員にとっても昼休みの過ごし方が具合よくなるのではないかとの意見が出ております。

陳情第 10 号については、国や県、市町村といった公の役割と民間で行えるものの役割をもっと精査すべきで、行財政改革の名のもとに何でもかんでも切り捨てるということはあるべきではないとの意見があり、特に市民生活に直結した行政サービスは確保、あるいは維持されなければならないということでもあります。市においても職員の人数を減らすだけが改革ではないはずで、組織の見直しや人員配置の工夫によって行政サービスを低下させない方策を徹底すべきとの意見もありました。国民、市民の視点、そして地方の現状をかんがみ、願意妥当と判断し、採択といたしました。

陳情第 16 号は、平成 19 年 12 月定例会に秋田弁護士会から多重債務対策の充実を求める要請書があり、当議会でも採択しており、その後、それらの相談件数や実態などを市当局から説明を受ける機会もありました。今回の陳情は、経済、生活苦で自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産は十数万人を超え、多重債務者も 200 万人を超えるなど、深刻化する多重債務問題解決のため平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立したのを受けての陳情内容です。この法律は出資法の上限金利の引き下

げ、収入の3分の1を超える過剰貸付の禁止、いわゆる総量規制などを含んでおり、改正項目により段階的に施行され、平成22年6月からの完全実施の予定となっております。これまでの段階的施行の中にも一定の効果はあらわれているようですが、完全施行には至っておらず、前段で申し上げた自殺や多重債務といった問題の抜本的な解決のためにも早期完全実施を求めているもので、全員の賛成により採択いたしました。

以上、報告を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10番加藤照美君）登壇】

●教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは、当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第103号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第104号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第113号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第114号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第115号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、いずれも全員の賛成で可決しております。

次に、陳情第9号社会保障と教育予算の拡充を求める陳情については、賛成多数で採択となっております。

陳情第13号2010年度の年金確保に関する陳情については、全員の賛成で採択となっております。

陳情第14号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情については、賛成少数により不採択となっております。

陳情第15号最低保障年金制度創設などを求める陳情については、全員の賛成で採択となっております。

審査の内容について若干申し上げます。

議案第103号については、18日の本会議でもいろいろ質疑が出ましたけれども、このたびの改正は新たに奨学金として入学一時金を貸与するための改正であります。条例に交付の方法を口座振替と記載しないのは規則に記載をして対応をしたいとの説明をいただいております。それから、一時金と奨学金の連動については、一時金のみ、奨学金のみ、それから両方合わせた場合、いずれも可能であり、申し込み時に本人が希望したものを貸与するとの説明をいただいております。

議案第104号については、社会保険の延滞金を軽減するための法律が改正されることに伴い、後期高齢者医療保険料についても条例の一部を改正する内容であります。委員からは、やむを得ない事由とは、あるいはこの改正でどれくらいの方が軽減されるのかとの質疑に対しては、やむを得ない

い事由については災害等があった場合とか失業により所得がなくなった場合で、この改正で軽減されるのは税務課の情報によりますと二、三名ではないかとの説明をいただいております。

次、議案第 113 号については、国、県、市の負担額が確定したことによる補正でございますが、委員からは、一般被保険者分が増額となった理由について質疑が出ております。これについては前期高齢者の医療費が伸びてきているわけで、その内容についてはレセプトが届いていないのでわからないとの説明をいただいております。

議案第 114 号については、18 日の本会議でも出ていましたけれども、今回の減額補正の主な理由としては、院内処方から院外処方へ切りかえたことと患者数、それから外来件数の減少、そして 2 週間処方から 4 週間処方に切りかえを行ったためとの説明をいただいております。委員からは、市全体の動きとしてはどうなのかとの意見に対しては、国保の状況では医療費は増加傾向にあるため、他の医療機関においては患者が増加しているとの説明を受けております。

議案第 115 号については、特に報告することはございません。

次に、陳情第 9 号でございます。この陳情の内容については、常に同じような陳情が出てきて、審査する側も大変難しいとの意見も出ましたが、内容については生活にふさわしいことであることから、賛成多数で採択されております。

陳情第 13 号については、内容が実態と合わない表現であるが、願意については納得する部分もあるということで、全員の賛成で採択となっております。

陳情第 14 号については、この制度は廃止ということに決定されておりますので、賛成少数により不採択となっております。

陳情第 15 号については、陳情第 13 号と同じく願意妥当ということでの全員の賛成で採択となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木正己君） それでは、当委員会に付託になりました議案、陳情について、結果を御報告申し上げます。

議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定について、全員の賛成で可決に決しております。誘致という文言がなくなった理由はということに対して、当局からは、誘致をしないということではない。ただ、旧条例では工場誘致とあるように、工場とある程度限定された従来の製造業の範囲を広めて、卸業、運送業など、地元企業の拡大に適した幅広い条例になっているという説明であります。表にもありますように固定資産税の減免というのが一番大きな目玉になっております。

それから、議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定について、これも全員の賛成で可決に決しております。委員から、営業をされていて地元に住所のない会社の扱いはどうかということに対して、当局からは、奨励の対象となるということでもあります。それから、3,000 万円未満の会社に関しても、企業に関しても奨励措置ができるという新しい条項が入っておりますが、これについての審査会のメンバーはどうかという質問に対して、副市長を座長とした庁舎内で構成したいと考えているということでもあります。

それで、第 105 号に対しては 1 社、それから第 106 号に対しては 2 社ほど申し込みが予想されるということでもあります。それから両議案とも 1 月 2 日からの適用となっております。これについても質問が出ましたけれども、固定資産税の申請の —— 申請といいますか、期限が 1 月 1 日の締めであるということから 1 月 2 日からの適用という説明でありました。

議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決に決しております。

議案第 108 号から議案第 111 号は、海水面の新たに生じた土地の確認ということで共通しておりますが、議案第 108 号、議案第 109 号、議案第 110 号、議案第 111 号とも全員の賛成で可決に決しております。

ほかに未登記箇所があるかという委員からの質問に、4 ヶ所ほどあるということで、その面積は 5 万 3,688 平方メートル程度であるということ、これはすべて県の土地でありますけれども、交付税の算定基準になり得るかという質問に対しては、それにはなり得るという説明を受けております。

それから、議案第 116 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。これも全員の賛成で可決に決しております。

それから、議案第 117 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。これも全員の賛成で可決に決しております。

すいません、もとい —— 議案第 116 号は、賛成多数で可決に決しております。反対された方は 1 名おまして、反対の理由は議案第 112 号と同じように職員の人件費等の減額計上がされていることにより反対であるということでもあります。

それから、議案第 117 号も賛成多数で可決に決しております。反対の理由は、議案第 116 号と同様であります。

それから、議案第 118 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）、これも賛成多数で可決に決しております。反対の理由は、今までと同様であります。

それから、議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）、これも賛成多数で可決に決しております。反対の理由は、同様であります。

それから、陳情でありますけれども、陳情第 8 号雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情、全員の賛成で採択に決しております。

陳情第 11 号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める陳情、これも全員の賛成で採択に決しております。

陳情第 12 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを進め、日米 F T A の推進に反対する陳情、これも

全員の賛成で採択に決しております。

以上であります。

●議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業常任委員長の報告に対する質疑を終わります。次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）について、賛成多数で可決に決しております。

●議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第 102 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 102 号の討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 102 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 103 号の討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 103 号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。



【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 104 号の討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 105 号の討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 106 号の討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 107 号の討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 108 号の討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 108 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 109 号の討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 109 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号字の区域の変更について、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 110 号の討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 110 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 111 号の討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 111 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）に反対討論をします。

反対の理由は 2 点ありますけれども、この 2 点以外についての内容は必要なものであり、賛成です。

反対の一つ目は、歳入の消防費国庫補助金 J－A L E R T 整備交付金 260 万円、それと歳出に同じものがありますが、この整備工事費についてです。県内のこのための事業費は約 1 億 5,000 万円とされています。これが全国になると相当な額になるはずで、これがすべて国の補助で行う工事というふうになっています。これは委員長の報告にもありましたが、津波・火山情報伝達、こういうことも言われていますけれども、本来は弾道ミサイル発射などの緊急情報を伝達する全国瞬時通報システムと言われているもので、武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律、いわゆる国民保護法にかかわるものです。このような通報システムは、仮想敵国をつくり、有事を想定させて、国民を動員し、アメリカ軍の戦争へ協力させるためのものです。平和憲法のもとでの日本には不要なもので、グアム移転経費を含む米軍再編のための約 3 兆円の日本負担、米軍へ年間 2,000 億円もの思いやり予算、自衛隊の 1 隻 1,400 億円もするイージス艦などと同様に、これらの予算は国民生活にこそ回すべきものと思います。政府は 04 年 10 月、国民保護基本方針を作成し、これに沿ってにかほ市でも 07 年（平成 19 年）3 月、国民保護計画をつくりました。この保護計画は武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した場合のもので、自然災害への対処などとは全く異なるものです。保護計画には陸、上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、大量破壊兵器を使用する攻撃を挙げております。このような攻撃のとき、J－A L E R T で連絡をして国民保護につながるものでしょうか。今、世界は核兵器廃絶、紛争は話し合いで解決をと、平和の共同体が広がっています。このような流れと逆行し、平和憲法にも反する有事の際の全国瞬時通報のための予算は置くべきでないと考えます。しかし、これは市の意思とはかけ離れて国のほうで進めているという点では、市の責任ということではないとも言えるでしょう。

二つ目は、人事院等の勧告を受けての職員給与、期末・勤勉手当等の削減予算についてです。これも市の直接の責任でない、こういうふうにも思われます。ことしの 5 月議会には 6 月の期末・勤勉手当について支給の一部を凍結するとされました。人事院は年間を通しての民間支給実態調査で、本来は 8 月に勧告するのを、これまでのルールを破って少ないサンプルで 6 月勧告、そして手当て凍結ということをやりました。これは自民党と公明党の圧力によるものでした。このカットは、モデルで約 7 万 9,000 円、市職員のカット総額は 2,400 万円です。9 月の人事院勧告での給与、期末・勤勉手当、住居手当の削減は、モデルの 42 歳で年間 13 万 1,000 円です。市職員全体の削減額は年度末まで 4,300 万円を超えます。これは職員と家族、そして地域経済にも大きなマイナスの影響を与えるものと考えられます。公務員の労働基本権を奪っておいて、その代償としての人事院勧告がこのように低いのは、基本的には財界、大企業と、その要求にこたえて労働法を改悪してきた自民・公明政府のためでもあります。そのために非正規雇用、派遣労働者を増大させ、労働者をもこのように扱い、賃金を引き下げて生活も破壊してきました。1999 年の労働者派遣法改定で 26 だ

った派遣対象業務を原則自由化、2003年の労業基準法改定で有機雇用を拡大、同年、労働者派遣法、職業安定法改定では製造業への派遣を解禁しました。その結果、非正規の労働者は労働者全体の3分の1にもなりました。派遣切りが横行し、ワーキングプアが大量に生み出されました。大企業は不況の中でも内部留保と株主配当はふやし、労働者の賃金は引き下げています。民間と公務員の賃金は引き下げの悪循環にさせられています。労働法を改正し、安定した仕事と生活できる賃金を受けられるようにすべきです。それが少子化対策にも、税収増にも、社会保障の担い手増にもつながります。

以上、二つの理由で補正予算、そして人件費削減の議案には反対ですので、反対の討論とします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第112号の討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第112号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第113号の討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第113号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第114号の討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 115 号の討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 115 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 116 号の討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 116 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 117 号の討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 117 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 118 号の討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 118 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 119 号の討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 8 号雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 8 号の討論を終わります。

これから陳情第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 8 号雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 9 号社会保障と教育予算の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 9 号の討論を終わります。

これから陳情第 9 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 9 号社会保障と教育予算の拡充を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 10 号くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 10 号の討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 10 号くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 11 号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 11 号の討論を終わります。

これから陳情第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 11 号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 12 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 12 号の討論を終わります。

これから陳情第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 12 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 13 号 2010 年度の年金確保に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 13 号の討論を終わります。

これから陳情第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 13 号 2010 年度の年金確保に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 14 号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 14 号の討論を終わります。

これから陳情第 14 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第 14 号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第 15 号最低保障年金制度創設などを求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 15 号の討論を終わります。

これから陳情第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 15 号最低保障年金制度創設などを求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 16 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 16 号の討論を終わります。

これから陳情第 16 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 16 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前11時52分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

●議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで 7 番佐々木正明議員が葬儀のため早退の届け出が出ておまして、ただいまの出席議員は 22 人となっております。

それでは、日程第 30、議提第 7 号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書から日程第 38、議提第 15 号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書まで 9 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議提第 7 号について、6 番佐藤文昭議員の説明を求めます。6 番佐藤文明議員。

【6 番（佐藤文昭君）登壇】

●6 番（佐藤文昭君） それでは、私から議提第 7 号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長



等を求める意見書について御説明します。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月25日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐藤文昭、賛成者、にかほ市議会議員佐々木正昭、同じく菊地衛、同じく加藤照美、同じく佐々木正己、同じく本藤敏夫、同じく山田明。

以上、別紙のとおり意見書案を提出しますので、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月25日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、経済産業大臣直嶋正行様、財産大臣藤井裕久様、総務大臣原口一博様。

以上でございますので、皆様の御賛同をよろしくお願いします。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第7号の質疑を終わります。

これから議提第7号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第7号の討論を終わります。

これから議提第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第7号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第8号について、22番佐々木正己議員の説明を求めます。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

●22番（佐々木正己君） 陳情第8号の採択を受けて議提第8号を提案いたします。

雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月25日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己、賛成者、にかほ市議会議員佐藤文昭、同じく市川雄次、同じく佐藤元、同じく村上次郎、同じく榊原均、同じく池田好隆。

次のページに文面がありますので御一読ください。

平成21年12月25日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、厚生労働大臣長妻昭様、経済産業大臣直嶋正行様であります。

以上です。

—— 抜かしたようですのでつけ加えます。

以上、労働者の雇用と生活をまもる施策の強化を求め、地方自治法第99条に基づき意見書を提出

しますということであります。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第8号の質疑を終わります。

これから議提第8号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

これから議提第8号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第8号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号について、10番加藤照美議員の説明を求めます。10番加藤照美議員。

【10番（加藤照美君）登壇】

●10番（加藤照美君） それでは、議提第9号であります。

社会保障と教育予算の拡充を求める意見書を会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年12月25日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく山田明、同じく池田甚一でございます。

内容につきましては、皆様方に配付してありますので意見書案のとおりとなっております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月25日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、厚生労働大臣長妻昭様、文部科学大臣川端達夫様であります。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第9号の質疑を終わります。

これから議提第9号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから議提第9号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第9号社会保障と教育予算の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号について、13番菊地衛議員の説明を求めます。13番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君） 登壇】

- 13 番（菊地衛君） 議提第 10 号行政サービスの拡充を求める意見書。

別紙のとおり会議規則第 14 条により提出いたします。

平成 21 年 12 月 22 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛、賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫。

陳情第 10 号で審査の状況、意見などを申し上げておりますが、要約して記の部分を申し上げます。

1. 地方に犠牲を強いる「地方分権改革」は行わないこと。
2. 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関の統廃合はしないこと。
3. 住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、財務大臣藤井裕久様、総務大臣原口一博様となっております。

以上です。

- 議長（竹内睦夫君） これから議提第 10 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 10 号の質疑を終わります。

これから議提第 10 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 10 号の討論を終わります。

これから議提第 10 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 10 号行政サービスの拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 11 号及び議提第 12 号について、22 番佐々木正己議員の説明を求めます。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君） 登壇】

- 22 番（佐々木正己君） それでは、陳情第 11 号の採択を受けて議提第 11 号を提案いたします。

米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 21 年 12 月 25 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己、賛成者、にかほ市議会議員佐藤文昭、同じく市川雄次、同じく佐藤元、同じく村上次郎、同じく榊原均、同じく池田好隆。

別紙のほうに意見書案が載っております。

記のほうに 1 から 3 までということでございます。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 25 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、農林水産大臣赤松広隆様、財務大臣藤井裕久様となっております。

続きまして、議提第 12 号を提案いたします。

E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 21 年 12 月 25 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己、賛成者、にかほ市議会議員佐藤文昭、同じく市川雄次、同じく佐藤元、同じく村上次郎、同じく榊原均、同じく池田好隆。

次のページに意見書の案が載っております。一番下が要約の最終の希望であります。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 25 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、農林水産大臣赤松広隆様、財務大臣藤井裕久様となっております。

以上、よろしく申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第 11 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 11 号の質疑を終わります。

次に、議提第 12 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 12 号の質疑を終わります。

これから議提第 11 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 11 号の討論を終わります。

これから議提第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 11 号米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 12 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 12 号の討論を終わります。

これから議提第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 12 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 13 号及び議提第 14 号について、10 番加藤照美議員の説明を求めます。10 番加藤照美議員。

【10 番（加藤照美君）登壇】

●10 番（加藤照美君） それでは、議提第 13 号であります。

2010 年度の年金確保に関する意見書を会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 21 年 12 月 22 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明、同じく宮崎信一、同じく佐々木正明でございます。

内容につきましては、皆様方に配付してありますので意見書案のとおりとなっております。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 25 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様であります。

次に、議提第 14 号であります。

最低保障年金制度創設などを求める意見書を会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 21 年 12 月 22 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく池田甚一、同じく佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく宮崎信一、同じく山田明、同じく飯尾善紀でございます。

これについても内容は皆様に配付してあります意見書案のとおりとなっております。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 25 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

これについても提出先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫様であります。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第 13 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 13 号の質疑を終わります。

次に、議提第 14 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 14 号の質疑を終わります。

これから議提第 13 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 13 号の討論を終わります。

これから議提第 13 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 13 号 2010 年度の年金確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 14 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 14 号の討論を終わります。

これから議提第 14 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 14 号最低保障年金制度創設などを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 15 号について、13 番菊地衛議員の説明を求めます。13 番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君）登壇】

●13 番（菊地衛君） 議提第 15 号改正貸金行政の早期完全施行等を求める意見書。

別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛、賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫。

陳情第 16 号で考え方や経緯を述べておりますが、要約して 4 点ほど申し上げます。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成 21 年 12 月 25 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、衆参議長ですけれども、2 行目「衆議院」となっておりますけれども、これが「参議院」の誤りですので、訂正方をお願いいたします。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口一博様、法務大臣千葉景子様、内閣府特命担当大臣（金融）郵政改革担当亀井静香様に提出するというところであります。よろしく申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） これから議提第 15 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 15 号の質疑を終わります。

これから議提第 15 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 15 号の討論を終わります。

これから議提第 15 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 15 号改正貸金業法の早期完全実施施行等を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 21 年第 10 回にかほ市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 1 時 27 分 閉 会

---